

第5次山形県教育振興計画見直し基本要綱

第1 趣旨

山形県教育委員会は、第4次山形県教育振興計画が掲げる「感性教育」を受け継ぐ「いのちの教育」を中核に据えた第5次山形県教育振興計画（以下「5教振」という。）を平成16年3月に策定した。

5教振は、国における教育改革の動向を踏まえるとともに、本県の総合計画に対応した教育部門の具体的計画として位置付けられ、平成17年度から27年度までの概ね10ヶ年を計画期間としている。

この間、5教振の目標である「知徳体が調和し、『いのち』輝く人間」の育成に向け、「いのち」、「まなび」、「かかわり」、「学校と地域を元気にする」という4つの基本方針に基づき、学校はもとより、家庭や地域で様々な取組みが実践されてきた。

一方で、教育を取り巻く社会環境は、急速な少子化に伴う人口減少、雇用環境・産業構造の変化、家庭・地域の教育力低下、情報技術の急速な発展、子どもの体力低下、教員の多忙化など大きく変化してきている。

このため、5教振に基づく施策の評価・検証を行い、改めて本県の教育が目指すべき姿と施策の展開方法について検討し、必要な施策の追加修正等による見直しを行うものである。

第2 見直し計画の性格

- (1) 学校教育はもとより、家庭教育、幼児教育、社会教育、芸術・文化教育、生涯学習、スポーツ振興などの各分野について、5教振の計画期間後期において本県教育が進むべき方向やその実現のために必要な施策を明らかにするものである。
- (2) また、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画として、さらに、第3次山形県総合発展計画（平成22年3月策定）との整合性を保ちつつ、教育分野の具体的計画としても位置付けるものである。

第3 見直しの期間

平成22年5月から平成23年3月末日までとする。

第4 見直しに係る推進体制

- (1) 山形県教育懇話会
教育長が委嘱する15名以内の有識者で構成する。
- (2) 関係課長等会議
教育庁内外の関係課長等職員で構成し、懇話会における協議が円滑に行われるよう検討・調整を行う。
- (3) 県民、関係者等からの意見聴取
 - ① 改訂に当たっては、関係団体の意見も参考とするために必要な措置を講じる。
 - ② 改訂案は、パブリック・コメント制度を活用して県民に広く周知するとともに、意見を聴取する。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、見直しに必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月26日から施行し、5教振の見直しをもって廃止する。